

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	近年、農業・農村では、農業者の高齢化等により耕作放棄地が増加しており、その解消と優良農地の確保が課題となっている。このような課題に対応するためには、担い手の確保・育成と担い手への農地の利用集積を促進することはもとより、当面の間受け手のいない農地を、担い手農業者等の受け手が現れるまでの間、保全管理していく体制を構築していくことが必要となる。 こうした中、県全域を範囲として農地保有合理化事業と青年農業者等確保育成事業を実施している公社の役割は、ますます重要になってくる。	B
組織運営	効率的な組織運営に努めているが、 ①平成20年度下半期より耕作放棄地対策がスタートし、県耕作放棄地協議会の一員として活動していること。 ②平成21年度以降2年間でプロパー職員5名のうち2名が相次いで退職すること。 ③平成24年度で施設整備事業が終了すること。 筈から今後の人員体制について検討する必要がある。 県の人的関与について 耕作放棄地対策等、農地施策に精通した派遣職員1名、干拓事業について兼務職員1名が従事している。各々は、県の施策と関連し、県との連携が必要不可欠。	B
事業実績	農地保有合理化事業については、買入が目標面積に届かなかったものの、H20年度から実施している「農業者支援農地売買事業」により、前年実績より買入れ面積等が増加した。 青年農業者確保育成事業については、就業プランナーの配置により、就業相談件数が計画をはるかに上回る件数となり、積極的な就農支援活動を行った。今後、更なる新規就農者の確保に努めるとともに、農地保有合理化事業と連動した事業展開が求められる。	B
財務内容	退職者不補充による、人件費の抑制等により経費の削減に努めている。また、社会情勢の変化の中、「農地保有合理化事業」のあり方、収益の柱である「施設整備事業」が平成24年度で終了すること等を考慮し、財政状況を含め今後の運営面についても検討する必要がある。 県の財政的関与について 県施策との関連を精査し、引き続き見直す必要がある。	B

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価 報告書における 総合評価につい て	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	変化する農地施策の展開に対する体制整備	農地の中間保有機能強化及び担い手への農地の面的集積	限られた予算の中で、効率的、効果的に事業展開する必要がある。
総合コメント			
農業経営基盤強化促進法の一部改正により、各市町村段階で「農地利用集積円滑化団体」を設置し、農地利用集積円滑化事業が実施される。本事業は、農地利用集積円滑化団体が農業者から農地に関する権利の委任・代理を受け、農地を担い手等に集積する事業である。今後、農地の中間保有機能、担い手への農地の面的集積という観点から、「農地利用集積円滑化団体」が実施する農地利用集積円滑化事業と「しまね農業振興公社」が実施する農地保有合理化事業で展開していくことになる。以上により、「しまね農業振興公社」は農地保有合理化事業を実施してきた今までの知識・経験等の蓄積を生かし、農地利用集積円滑化団体をサポートしつつ、「農地の中間保有」及び「担い手への農地の面的集積」ができるよう、実務的な指導・助言、また双方の連絡体制の強化が必要となる。			